

富田林市市民公益活動推進指針

～市民とのよりよい協働のために～

平成18年9月

富 田 林 市

富田林市市民公益活動推進指針
～市民とのよりよい協働のために～
目次

	ページ
はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
I. 市民公益活動とは何か・・・・・・・・・・・・・・・・	2
1. 市民公益活動活性化の背景・・・・・・・・	2
2. 市民公益活動の定義・・・・・・・・	2
3. 富田林市の市民公益活動団体の現状	4
4. 市民公益活動推進の意義・・・・・・・・	5
II. 協働とは何か・・・・・・・・・・・・・・・・	6
1. 協働の意味・・・・・・・・	6
2. 協働の意義・・・・・・・・	6
(1) 行政にとっての意義・・・・・・・・	6
(2) 市民公益活動団体にとっての意義	6
(3) 市民にとっての意義・・・・・・・・	6
3. 協働の方法・・・・・・・・	7
III. 富田林市における協働の方向性と検討課題	8
1. 富田林市の市民公益活動推進政策の体系	8
2. 支援方策について・・・・・・・・	8
(1) 活動拠点の整備・・・・・・・・	8
(2) 情報公開・・・・・・・・	9
(3) 補助制度の検討・・・・・・・・	10
(4) 人材の育成・・・・・・・・	10
3. 協働の方策について・・・・・・・・	10
(1) 協働相手の決定・・・・・・・・	10
(2) 「協働型」業務の模索・・・・・・・・	11
(3) 委託制度の検討・・・・・・・・	12
(4) 指定管理者制度の活用・・・・・・・・	12
(5) 評価制度の確立・・・・・・・・	13
4. 推進体制の確立・・・・・・・・	14
(1) 「市民公益活動推進と協働のための市民会議」の設置	14
(2) 推進本部の強化・・・・・・・・	14
(3) 研修の充実・・・・・・・・	14
(4) 支援・協働施策の制度化・・・・・・・・	14
5. 新しい課題への対応・・・・・・・・	15
(1) 地域性を活かした施策の展開	15
(2) 地縁団体や既存公益団体も共につくる協働	15

富田林市市民公益活動推進指針

～市民とのよりよい協働のために～

はじめに

21世紀を迎えた今日、社会・経済状況の大きな変化の中で、これまでのさまざまな仕組みや考え方の見直しが進められ、地方自治のあり方も大きく転換しようとしています。その中の大きな課題の一つが、市民公益活動の推進とそれらの活動と行政との協働です。

本市では、この課題に取り組むため、平成16年7月、市民、市民公益活動団体代表、有識者、市議会議員等による市民公益活動推進懇談会を設置、翌17年8月市長に「富田林市における市民公益活動推進のための支援・協働のあり方と方策」について提言が示されました。この指針は、この提言を受けて、本市としていかに市民公益活動を推進し、それらの活動との協働を進めていくかという基本的な考え方と方向性を示したものです。

この課題は、「公」は行政だけが担うものという従来の考え方から、市民とともに「公」を創っていくという考え方への転換をするものであり、一朝一夕で実現するものではありません。今後、しばらく市民とともに試行錯誤が必要だと思われます。しかし、この課題は、市民のニーズにきめ細かく対応し、地方自治と地方分権を実現していくためには避けて通れない課題です。この指針が市民とのよりよい協働に踏み出す本市の第一歩となり、すべての職員の業務の指針として生かされることを願っています。

なお、本指針の具体化のためのマニュアルを別途策定予定です。また本指針は、具体的な協働事業を進めていく中で生じる課題や社会環境の変化等を勘案しながら必要に応じて見直していきます。

平成18年9月1日

富田林市市民公益活動推進本部長
助役 吉川 佳男

I. 市民公益活動とは何か

1. 市民公益活動活性化の背景

近年、市民一人ひとりの価値観が多様化し、地域社会の課題が複雑化する中、その市民ニーズの実現を図るには、従来の公平、均一なサービスを提供することを旨とする行政だけでは対応することが難しくなっています。また、国や自治体は財政状況が悪化し多額の債務を抱え、厳しい行財政運営を行う中で、複雑化、多様化する市民ニーズにすべて対応するには、行政負担の増大を余儀なくされることになり、財政的にも対応が困難な状況が生じてきています。

一方、平成7年の阪神・淡路大震災における救助、救援活動のボランティア活動等の活躍を契機に市民の公益活動が見直され、ボランティア活動やNPO活動に積極的に参加し、暮らしや町を良くするために活動し、社会参加することを希望する市民が増えてきました。

平成10年には、「特定非営利活動促進法」（通称NPO法）の制定により、制度的にも整備され、法人格を簡単に取得できるようになり、さまざまな分野でNPO法人として活動がより行いやすくなりました。

今後、女性や青少年などの公益活動が益々期待される一方、団塊の世代が大量に退職する時期を迎え、これらの人々が地域社会に戻り、活動に参加し、豊富な経験、知識を生かすことにより、市民公益活動はより活性化するものと思われます。

少子高齢化、核家族化、自治会等の地域コミュニティのつながりの希薄化、市民ニーズの多様化等の社会情勢が変化し、また、平成12年には、地方分権一括法が施行され、地方分権が進み、市民参画社会の構築が求められている中、今後、行政と市民が互いに協力しながらこれからのまちづくりを進めるためにも市民公益活動の果たす役割はますます重要となっていきます。

2. 市民公益活動の定義

この指針では、「市民公益活動」を、市民の自発的、自主的、継続的な社会貢献活動で、不特定多数の者の利益の増進を図ることを主たる目的とする活動と定義します。

ただし、次に該当する活動は、含めないこととします。

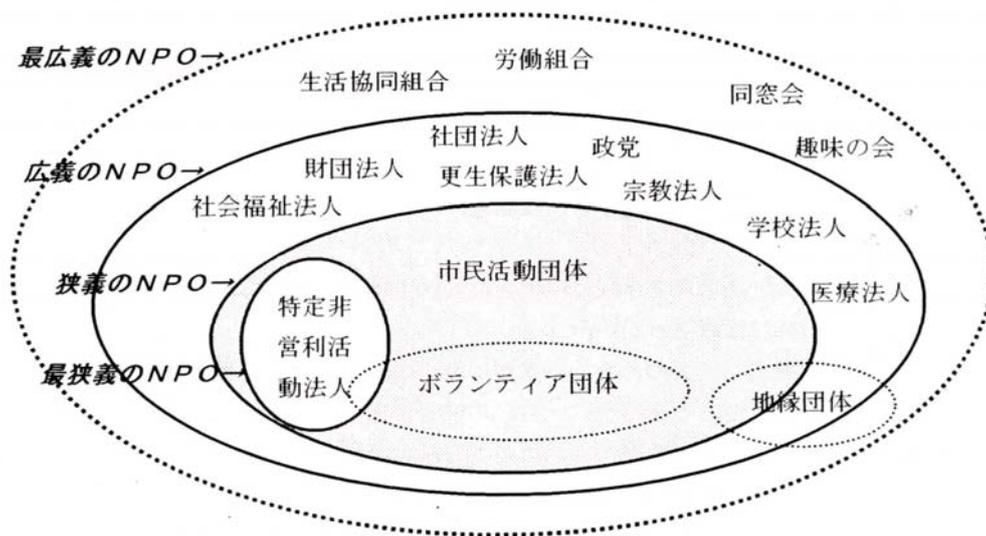
- ① 営利を目的とする活動
- ② 政治上の主義・主張の推進や反対を主たる目的とする活動
- ③ 宗教の教義を広めることを主たる目的とする活動

また、市民公益活動を行う団体を「市民公益活動団体」と言い、「NPO」（「Non Profit Organization」の略で、民間非営利組織と訳されています。）と呼ぶこともあります。NPOは、組織面で言えば、最広義には、共益的な性格を持っている労働組合、生活協同組合、同窓会等から、最狭義には、特定非営利活動促進法による認証法人まで、さまざまな組織が存在しています。

ここでいう営利の目的とは、個人が財産上の利益を得、または、他人に得させる目的をいい、団体が得た利益を構成員に分配することです。したがって、その団体の公益活動の事業に対して必要な対価を徴収することは問題ありません。

この指針における市民との協働の範囲としては、主に、これまで一定の協働の形が定着している自治会、公益法人等を除いた、特定非営利活動法人やボランティア団体などの「狭義のNPO」を対象とすることとしました。

図1 多様なNPOと定義上の関係



注：地縁団体＝町内会・青年団など一定の地域を基盤に組織された団体。
 共益団体(互助組織)としての特徴も持っているが、自主的に活動を展開するという点ではボランティア団体に近い。

3. 富田林市の市民公益活動団体の現状

市民公益活動の定義に従い、市民公益活動団体に厳密に線を引くことはできませんが、富田林市内では、かなり多くの団体が活動を展開し、行政との協働も行っています。そのうち、市の担当課が把握しているいわゆる市民公益活動団体は、平成13年度64団体、平成16年度100団体、平成18年1月現在105団体で、平成13年度、平成16年度にそれぞれ「市民公益活動に関する団体調査」を実施しています。その特徴は次のようなものです。

大幅に増加する市民公益活動団体

平成13年度の64団体に比べ、平成16年度は調査対象団体が100団体とわずか3年間の間に56%も増加しています。市内においても市民公益活動が急速に拡大していることを物語っています。特定非営利活動法人（いわゆるNPO法人）も16年度10団体から17年11月に19団体に増えています。

多様化する活動内容

各団体活動分野では、福祉関係が一番多いのですが、最近「まちづくり」「自然環境保護」等が大幅に増加し、多様化の方向に向かっています。

充実する組織

団体のうち、明文化された「定款」「会則」などがあるものが3年間で70%から77%に、役員制度がある団体が50%から60%に増え、また、専従スタッフのいる団体がほぼ半数あり、組織体制が充実してきています。

活動収支規模の拡大

平均活動収支規模は2,505千円となり3年間で2倍以上になっています。その財源としては会費が約半数を占めていますが、寄付金・民間からの助成金・受託事業等も増加し、社会性を広げています。

資金・活動拠点・人材の確保に困難

活動資金については8割、活動拠点については7割が困っていると答えています。人材についてはメンバー不足が6割、リーダー後継者・会員支援者不足がそれぞれ5割と答えています。

進む行政との協働

外部の組織・団体との連携・交流・協働状況については、富田林市の行政部局が4割と一番多くなっています。13年度では社会福祉協議会が3割と一番多く、行政が3割弱だったのに比べると大幅に増加しています。また、地域の諸住民団体、富田林市内の企業・労働組合、富田林市以外の行政部局との連携も大きく増加しています。

富田林市との協働の実態

富田林市においては、平成17年度、委託事業・補助事業として約4,300万円の事業が組まれており、その他、共催・後援事業の形で協働が進んでいます。

4. 市民公益活動推進の意義

(1) 新たな公共サービスの創造

市民の多種多様なニーズにより、求められるサービスが質・量ともに変化し、増大しています。市の提供するサービスの限界もあり、近年、自分たちの課題を自分たちで解決しようと行動を起こす市民公益活動団体が、公共サービスの中に一定の役割を担うようになってきています。市民の個々のニーズに応じ、地域の実情に即してきめ細く提供できる新たな公共サービスづくりが期待されています。

(2) 地域、まちづくりの担い手を育てる

市民公益活動は、障害の有無・性別・国籍・民族・出生・年齢などあらゆる違いを超えて、すべての人々が、その人らしく、安全に安心して暮らしていくことのできる魅力あるまちを創っていくための活動へとつながっていきます。身近な地域社会の抱えている課題を地域住民が自分たちの課題としてとらえ、その解決に向けて努力を傾けることによって地域の活性化に貢献します。

(3) 分権社会を創る

地方分権社会においては、市民の自発性と自己責任を基調に相互に支え合う社会への移行が求められています。自主性・主体性・自己責任を行動原理とし、ボランティアを運営主体として地域に密着した多様な活動を行う市民公益活動は、社会的課題、地域課題の解決に取り組むものとして重要となってきています。市民や市民公益活動団体がまちづくりへ主体的に参加、参画し、団体自治と住民自治が実現した分権型社会を積極的に築いていく担い手、原動力となる可能性を持っています。

(4) 新たな経済活動を創る

市民公益活動は、地域の課題の解決、地域住民の生活支援に寄与する公益性のある経済活動、地域活性化を目的としたコミュニティービジネスの創出と地域の雇用機会の拡大にもつながります。

(5) 自己実現と生きがいの場として

生活を生きがいのある、より豊かなものにするために、今までの経験や知識を活かし、自発的に地域社会に貢献しようとする人々にとって、市民公益活動は、地域社会とのつながりの中で自己実現や生きがいを得るための機会・実践活動を提供するものとして期待されています。

II. 協働とは何か

1. 協働の意味

協働とは、行政、市民公益活動団体、事業体、地域組織、議会など複数の異なる組織が、それぞれの得意分野や特徴を活かし、お互いの存在意義を認識し尊重し合い、対等の立場で、共通する課題の解決や目的達成のため、協力して「まちづくり」を進めていくことです。

2. 協働の意義

市民の視点に立った行政運営を実現する上で、市民のニーズにきめ細かく対応した行政サービスを提供していくことが重要です。

しかしながら、これらのニーズに対し、行政が単独で対応していくことには限界があります。むしろ、地域問題の解決を課題とする市民公益活動団体と協働していけば、市民の満足度も高まり、効率性・効果性を確保しながら市民にサービスを提供できるというメリットがあります。

また、市民公益活動団体にとっても、自分たちの組織を成長させながら、効果的に目的を達成することが可能となります。

(1) 行政にとっての意義

行政にとっては、市民側からの事業提案・企画提案を受けることを通じて、さまざまな市民のニーズに柔軟かつ効率的にきめ細かく対応することができるようになります。

また、市民に事業を任せることにより、行政のスリム化やサービスの効率化、質の向上等の行政自体の自己変革が可能となり、同時に企画提案型の協働などは、まちづくりにおける行政の協働のパートナーの育成につながります。

(2) 市民公益活動団体にとっての意義

市民公益活動団体にとっては、行政が持っている組織力、情報力及び資金力を活用することにより、市民公益活動団体の活動の場や幅が広がり、団体の基盤整備を図ることができる一方、活動資金の源が税金であるということから、行政及び市民への説明責任の意識が定着します。

また、協働の広まりとともに、今まで活動が制限されていた分野へも、参加できる可能性が増えます。

(3) 市民にとっての意義

市民にとっては、社会における活躍の場や活動の機会が増えることにより、新たな就労機会の創出や、今までは希薄であった自分も社会に参画しているという意識を持つきっかけとなります。

また、行政と協働することにより、地域で行政の果たしている役割や、市職員の考え

方などに触れることができ、今まで遠い存在であった行政というものが、心理的距離が縮まることで、より身近に感じることができるようになります。

3. 協働の方法

行政と市民公益活動団体が協働し、より質の高いサービスを提供するとともに効率的かつ効果的な行財政運営を図るためには、市民公益活動団体の特性を活かした協働が必要となります。

協働の形態としては、次のようなものが考えられますが、成果を上げるためには最も適した協働形態を選択することが重要です。

- ①後援に基づく協働
- ②補助金交付等に基づく協働
- ③共催に基づく協働
- ④実行委員会・協議会に基づく協働
- ⑤事業協力に基づく協働
- ⑥情報提供・情報交換に基づく協働
- ⑦政策提言・企画立案過程における協働
- ⑧委託契約に基づく協働

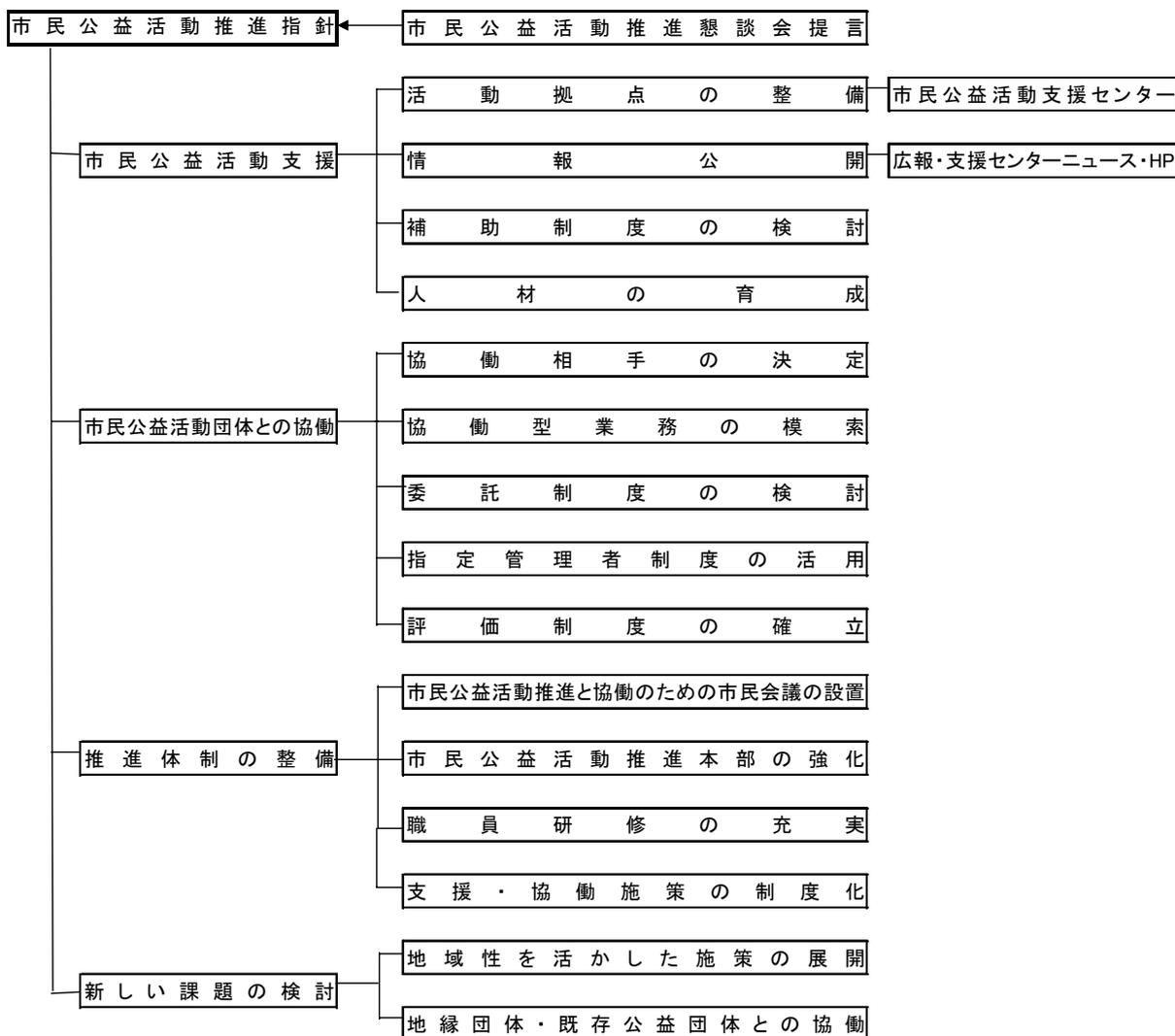
行政と市民公益活動団体との協働の関係を図に表すと次のようになり、その領域は行政の領域に近いものから市民の領域に近いものまで範囲には幅がありますが固定的なものではありません。

市民の領域		協働の領域		行政の領域
市民の責任と主体性によって独自に行う領域	市民の主体性のもとに行政の協力によって行う領域	市民と行政がそれぞれの主体性のもとに協力して行う領域	市民の協力や参加を得ながら行政の主体性のもとに行う領域	行政の責任と主体性によって独自に行う領域
	① ②	③ ④ ⑤ ⑥	⑦ ⑧	

どのような形態を選択するにしても、協働を進める上には、相互の理解と信頼関係に基づく自主性・自立性の尊重、公益的な目的・目標の共有、対等の関係、相互補完性での役割分担が必要となります。

Ⅲ. 富田林市における協働の方向性と検討課題

1. 富田林市の市民公益活動推進政策の体系



2. 支援方策について

市民・市民公益活動団体と行政との協働の必要性については、これまで述べてきたとおりですが、協働による「まちづくり」を進めていくためには、行政として市民公益活動団体の自主性、多様性を尊重しつつ活性化させることが、重要な課題であり、そのために一定の支援が必要となります。

(1) 活動拠点の整備

○市民公益活動支援センターの役割

市民公益活動支援センターは、市民公益活動を情報・人材・資金面などで支え、必要な支援、活動、協働の促進を行うネットワークの拠点としての役割を担います。市民公益活動推進のために、市民主体で運営し、市民公益活動を支援する総合的な

機能を備えたセンターをめざします。

また、市民公益活動支援センターは、さまざまな人が一人の市民としてまちづくりを考える場であり、だれもが参加できる施設です。地域の問題の解決方法を提案し、解決していく活動を展開していきます。このような活動は支援センターの中だけでなく市内全体を対象とし、民間も含めた他の施設との関係を整理し、どう連携していくかを考えて、各施設を有効に活用するという点で、市内各施設のネットワークの拠点となります。

○活動拠点・場所の提供と整備・拡充

市民公益活動を推進する上で、各団体の活動拠点の整備、拡充は重要な課題となります。既存の公共施設、遊休施設、学校施設の利用のほか、空き家、空き店舗の借り上げなど、利用しやすい活動拠点を整備するとともに、活動に必要な備品、機材を提供しやすくします。

また、市民活動団体に対して公共施設などにおける利用手続きの緩和や、運用規定の見直しなど、利便性を高める措置を検討します。

検討課題

- ①活動拠点の確保、スペースの狭さのために活動が不安定になり費用負担がかさむ
- ②既存公共施設や遊休施設、学校施設の利用、空き家、空き店舗の借り上げなど活動拠点の整備
- ③公共施設などにおける利用手続きの緩和や運用規定の見直し

(2) 情報公開

市民活動に関する情報を収集し、インターネットや「広報とんだばやし」などを通じて広く市民に公開するよう努めることが必要です。

市民公益活動団体の支援・協働に至る過程、成果などの行政情報、市民公益活動団体の活動情報、参加情報などの団体情報について、積極的に公開することは、市民の関心の喚起や自発的参加を促進するとともに、各団体の活性化、さらには人材発掘にもつながります。

また、情報公開は、支援・協働の公平性・透明性・納得性を確保し、市民に対する説明責任を果たすためにも必要です。

検討課題

- ①市民公益活動団体の活動内容についての情報不足
- ②与えられる情報と欲しい情報のギャップ
- ③市民公益活動団体把握のための事業計画書や報告書の提出
- ④市民公益活動団体の事業評価

(3) 補助制度の検討

市民公益活動推進にあたっては、市民公益活動団体の財政基盤の脆弱さが大きなネックとなっており、活動資金の問題は市民公益活動団体の最大の悩みの一つとなっています。

市民活動の自立性を損なわない範囲で、事業補助や一定期限の補助など、資金的な支援のあり方について幅広く検討する必要があります。

支援にあたっては、単に活動資金の支援にとどまらず、組織運営の相談などもあわせて行い、団体の基盤整備を促進することで、各団体が自ら資金確保を可能となるような支援に努めます。

なお、市民公益活動団体への資金的な支援をする場合、市民に対して支援の目的や選定基準、選定方法などを公開し、その透明性を図る必要もあります。

検討課題

- ①本市の財政危機を考えると行政の出費を増加させることは難しく、既存の補助金・助成金等の見直しと有効活用が求められる
- ②支援制度が一部の団体の既得権化に陥らないような仕組みとチェックのための組織が必要

(4) 人材の育成

市民公益活動推進のためには、活動に意欲を持って取組む人材、市民公益活動団体の組織運営のノウハウや活動のコーディネート・ネットワークづくりの技術を持った人材、リーダー等の豊富な人材が必要です。そのために各種講座、リーダー養成講座、シンポジウム等を開催します。

検討課題

- ①市民公益活動団体の実態やニーズに合わせた講座をどのように開催していくか

3. 協働の方策について

(1) 協働相手の決定

協働を行う場合、適切な相手方を決定する意味は重要で、効果的な協働を行うには、事業の内容、目的に最も適している市民公益活動団体を決定する必要があります。もちろん、協働の形態の種類により決定する手段、手法は変わってきます。

まず、相手方に対する情報を集め、適切な判断を行わなければなりません。そして決定においては、特定の市民公益活動団体の既得権化につながらないようにし、公平性を確保するため、決定基準や決定方法、事業内容など情報公開する必要があります。

また、検討課題として、協働は、一部の市民の参加にとどまっているのが現状で、行政が協働のためのさまざまな材料を提供し、広く市民に知らせ、協働を行う市民公益活動団

体の育成を援助する必要があります。

決定における注意点

- ① 市民ニーズを的確に把握しているか
- ② 協働で行おうとする事業目的と活動内容、実績が適合しているか
- ③ 活動を継続的に行っているか、事業を行う人員や組織の体制が整って事業を行う能力があるか、収支が健全か、協働を行おうとする事業の経験はあるか
- ④ 組織として健全な意志決定が行われ、事業報告や決算報告など情報を公開しているか

(2) 「協働型」業務の模索

市民公益活動団体と協働事業を行う場合、既存事業を見直し協働事業化するか、新しい協働事業を検討する場合があります。どのように協働に適した事業を探すか、市民公益活動団体との協働で優れた成果が期待できる事業は何かを次のような点から検討し、判断する必要があります。

例えば、

- その事業は協働で行うことにより市民公益活動団体の特性が生かされ、行政が単独で行うより効果的に行えるか、そして今後の協働事業に波及効果があるか（効果面）
- その事業は市民ニーズがあるか、行政が単独で実施するより協働で実施するほうがふさわしい事業内容か（事業目的）
- その事業を協働で行うことの費用対効果はどうか、また、費用、組織内容、事業内容から見て実施可能か（実現性）

などです。

しかし、市民公益活動団体との協働事業も、行政が行う事業の目的である市民サービスの向上のための一つの手段であることを念頭において総合的に判断する必要があります。市民公益活動団体の持っている特性を考慮すると、次のような協働事業が適していると思われれます。

協働に適していると思われる事業（例）

- ① 地域の実情に通じ、地域で活動を行っている市民公益活動団体の地域特性を活かせる事業
- ② 災害時などにおける柔軟性、迅速性が求められる事業
- ③ 特定の分野で活動している市民公益活動団体はその専門性を活かせるような事業
- ④ 今まで市が取り組んだことがない分野の事業では、新たな課題に取り組み活動している市民公益活動団体と協働し、その先駆性を発揮してもらえる事業
- ⑤ 地域のネットワークなどを活用し市民に広く呼びかけ、地域の方に多く参加してもらうような事業

(3) 委託制度の検討

前項の協働に適する事業を市民公益活動団体と行う方法の一つとして委託があります。委託は、行政がその責任において担当すべき分野の事業の一部を委ねる形態であり、その事業に対する責任と成果は行政にあります。

行政自ら提供するサービスは、一般的には均一で公平なサービスです。しかし、委託により、市民公益活動団体の特性である専門性や先駆性を活かし、市民ニーズに合わせ柔軟に、創造的なサービスを行うことは、従来にないサービスの提供が可能となります。市民公益活動団体にとっても、本来の目的の活動が実施でき、それを通じて色々な活動に関するノウハウなどが得られます。また、市民公益活動が活発化し、まちづくりにかかわる市民が多くなるのが期待できます。

(委託制度の現状と課題)

委託事業は、公平性、経済性、確実性が求められ、地方自治法や財務規則など関係法令の規定に基づき実施され、競争入札または随意契約で行っています。

協働という観点から、事業を行うとすれば価格だけの競争で決めることは必ずしも適当でなく、むしろ、市民公益活動団体の特性を活かせるように提案内容や価格等を総合的に評価し決定するべきと思われます。もちろん、選考にあたっては公平で透明性のある競争原理が確保されていることは必要です。

本市では、業者登録制度をとっており、事前に業者登録を行う必要があり、市民公益活動団体の特性を活かせるような登録の仕組みを検討して行くことが必要です。

また、委託関係においては受託者に一般的に事業の決定権がないので、市民公益活動団体の自主性が発揮しづらいという課題もあるので、協働の特性を生かせるような契約方法の検討が必要です。

さらに、事業の結果に対する委託者と受託者の責任分担を明確にする必要もあります。

このように、委託制度を利用する以上は決められたルールの中で、最適な市民公益活動団体との協働形態を探っていかなければなりません。

協働事業を委託で行う場合の注意点

- ① 協働の意義を生かした契約内容であるか
- ② 事業の提案や見積書は実効性があるか、積算根拠が明確か
- ③ 事業目的は市民サービスの向上のためであることを十分理解してもらっているか
- ④ 経理面等で健全で透明性の確保された運営を行っているか
- ⑤ 個人情報の保護等法令遵守の重要性を理解しているか
- ⑥ 契約の責任・成果は市に帰属することや契約の内容を理解しているか

(4) 指定管理者制度の活用

地方自治法の改正により、公の施設の管理委託制度が廃止され、指定管理者制度が導入されて、公の施設の管理を外部に委ねるとき、従来の公共団体、公共的団体などに加え民

間事業者や市民公益活動団体なども管理を行うことができるようになりました。

特に、市民公益活動団体との協働を推進する視点で考えた場合、制度の趣旨に沿いながら、その団体の持つ特性や専門性を活かし、得意とする事業を企画できるような施設の管理運営を委ねることも考えられます。

例えば、NPOセンターの管理運営を委ねているところもありますが、それは、市民公益活動団体の特性を活かすことにより、その施設の機能をより発揮させ、市民サービスの向上を期待して行っているものです。

(5) 評価制度の確立

協働事業の評価方法は、市民公益活動団体自身が行う自己評価、行政が行う評価、そして市民が行う第三者評価が考えられ、違った視点で多面的に行うことが必要です。

協働は、市民公益活動団体と行政の関係だけでなくむしろ事業の目的であるサービスの受益者である市民の存在を忘れてはなりません。市民公益活動団体と行政が高い評価をしたとしても市民の評価を得られなければ協働事業は成功といえません。

市民との相互理解、信頼関係を構築し、特定団体の既得権化を防止し、事業の透明性を確保するためにも、行政、市民公益活動団体、市民（第三者）の評価を行い、内容を公表することが重要です。但し、評価の手法、評価者の育成などは十分検討する必要があります。

その評価により、事業内容、事業の手法、協働相手の見直しなどを検討して、次の事業を行うときに、より一層事業効果があがるように反映させなければなりません。

また、評価はアンケートなどで日ごろから情報収集を行い行政、市民公益活動団体、市民で情報を共有し、効率性を考えて行うべきです。

評価の時期は、事前評価、途中評価、事後評価が考えられます。特に、協働関係を高めていくためにも事業実施後は必ず評価を行うことが重要です。

その評価は、次のような観点から評価する必要があります。

事前評価

- ① その事業を行わなければならない市民ニーズがあるか
- ② その事業は行政が行うべきか、市民公益団体に任せられるか
- ③ 費用対効果の面から、協働事業で行ったほうがより成果があがるか
- ④ 協働事業で行ったほうがサービスの質が高まるか
- ⑤ その事業分野で適切な市民公益活動団体が存在するか

途中評価

- ① 当初の協働事業目的に添って行われているか

事後評価

- ① 協働の相手方の選定基準・理由は明確であり、その選定基準、方法、結果等は公開されていたか

- ② お互いの特性や立場を生かすことができたか、役割分担や費用分担が妥当だったか
- ③ 協働の形態、手法は事業目的にあっていたか、事業の目的が共有でき、対等な立場で行えたか、協働を行う過程に透明性が確保できたか
- ④ 事業目標は達成でき高い成果が得られたか、収支は適切であったか

4. 推進体制の確立

協働によるまちづくりを推進していくには、市民はもちろんのこと、行政職員の協働に対する十分な理解と取り組みが必要になります。

そこで、本市では協働のあり方について、職員各々が共通認識を持ち、同じ目標に向かって進んでいくために、次のような取り組みを進めます。

(1) 「市民公益活動推進と協働のための市民会議」の設置

市民公益活動を市民と共に推進し、より良い協働を進めていくために、市民から意見を聴き、事業の進捗状況の評価を行い、施策に反映していくための市民参加の会議を設置します。

(2) 推進本部の強化

市民公益活動の活性化・支援を全市的な取り組みとするため、部局横断的な市民公益活動推進本部を設置していますが、本指針に基づき、さらなる施策の展開を図ります。また、これまでの協働事業の形態・内容・課題などを調査・共有し、庁内掲示板等を活用した情報の発信、意識啓発を行います。

市民との問題意識を共有するために、市民公益活動推進と協働のための市民会議との共同の会議や勉強会を開催します。

(3) 研修の充実

公共サービスの提供は行政だけが行うものと考えのではなく、市民公益活動団体との協働により、役割分担して行うという考え方を、全職員が十分に理解し、自らの業務の中にも協働の可能性を見つけ出せるよう、職員の意識改革に努めます。

具体策としては、社会的課題に取り組む市民活動の現場に触れ、市民活動の課題や行動原理を理解し、行政施策や協働事業に活かすため、職員を市民公益活動団体に派遣したり、市民公益活動を担う市民を講師に迎えるなど職員研修の充実を図ります。

(4) 支援・協働施策の制度化

市民公益活動への支援をさらに充実し、市民公益活動団体と行政との協働を推進するためには、透明性・公平性・公開性などを前提に、既成の枠にとらわれず効果的に施策を実施できるよう取り組んでいかなければなりません。

そのためにも、市の施策展開の根拠として市民公益活動促進に関する条例など法的整備を含め広く検討を行います。

5. 新しい課題への対応

(1) 地域性を活かした施策の展開

本市は、古くから石川の両岸に形成された集落を中心に発展した地域、高度経済成長期に、金剛地区をはじめとした大小の住宅地開発が急速に進んだ結果生まれた新しい住宅地域、また、豊かなみどりが残る近郊型農業地域といった大きく三つに大別される地域が融合し、お互いに影響しながら発展してきました。そのため、これらの地域性に基づくとされる、住民の生活スタイルや意識の違い、さらにこれが及ぼす市民活動への影響など、地域ごとに相違があります。このような市民や市民公益活動団体の地域性を肯定的にとらえ、柔軟に活かすような施策の展開が望まれます。

(2) 地縁団体や既存公益団体も共につくる協働

古くから町や村落が形成された地域では、広義のNPOとして市民公益活動の担い手でもある、自治会等の地縁団体、社会福祉協議会等の公益法人、婦人団体連絡協議会等の市の外郭団体等を含めた多様な主体との連携を通じて、住民同士が支えあう活動を展開していくことが可能です。一方、住民の移動が活発で、地域の担い手が育ちにくい新しい住宅地域では、より専門化されたNPOなどの新しい団体を通じて住民を支えていく仕組みを作り上げていくことが必要となっています。

行政としては、これらの地域の特性を活かした活動を支えながら、より充実した市民活動の推進ができるような仕組みづくりとともに、地縁団体や既存公益団体と地域を超えて展開する専門性を持った市民公益活動団体との連携を促進するための全市的な仕組みづくりが必要であると考えます。

そのため、市民公益活動団体が自己責任のもとで、自発的にその特性や能力を生かして、社会的役割を担っていけるよう、広い意味で市民公益活動を担うさまざまな主体が出会い、交流を深め、相互の情報交換や人的交流を図れる機会を創出するなどネットワークを構築することが必要です。